

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 8 月 9 日

長万部町長 木 幡 正 志



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

長万部町一円

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 7 月 31 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

法人	1 経営体
個人	26 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

○地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

○担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

今後の地域農業のあり方（地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めて）		
取組事項	対応	コメント
生產品目の明確化	○	新規就農の促進を図るため、新規就農者の受入・指導体制の整備や農地中間管理事業等の活用によって、新規就農者の営農定着を支援する。 既存の農業者に対しては、経営の多角化を図るための法人化や六次産業化の誘導や、さらなる農地の集積を図るため、農地中間管理事業等の活用を促進させるよう、規模拡大に向けて支援する。
複合化	○	
6次産業化	○	
高付加価値化	○	
新規就農の促進	○	
その他〔低コスト化〕	○	